限定承認公告

本籍京都府京都市右京区西京極新田町三二番地、最後の住所大阪府吹田市岸辺北二―三―B二―二一〇　被相続人　亡　東　健人

右被相続人は平成二十三年六月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日

大阪市北区西天満二丁目八番五号西天満大治ビル五階弥生法律事務所

相続財産管理人東優美法定代理人親権者母東みゆき　代理人弁護士　安　由美

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所兵庫県尼崎市稲葉元町一丁目一番一号レスタージュたちばな五〇一号　被相続人　亡　松田賢治こと　金　賢守

右被相続人は平成十八年二月四日死亡し、その相続人は平成十九年十月二十三日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十八日

兵庫県尼崎市稲葉元町一丁目一番一号レスタージュたちばな五〇一号

相続財産管理人松田純子

右代理人弁護士　髙木　大地

連絡先　大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階　弁護士法人関西法律特許事務所

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年一月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十二月二十八日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一六号

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

代表取締役　定村　雅文

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少して百三十六億五千五十万円とし、発行済第二号優先出資四千口を消却することにいたしましたので、当社の第二号優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月二十九日までに当社にご提出ください。

平成二十三年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG19特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し百三十六億五千五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月二十九日であり、社員総会の決議は平成二十三年十二月二十日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年三月十八日

掲載頁　一二四頁（号外第五十四号）

平成二十三年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG19特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律（以下「法」といいます。）第九条に基づき優先資本金の額を金六千三百五十万円（ただし、第一号優先出資について金三千百八十五万円、第二号優先出資について金三千百六十五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、法第百十一条第二項の規定による催告の日における当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十三年一月十四日付官報の号外第八号百八十七頁に掲載されています。

平成二十三年十二月二十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

イチローセブン特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律百九条の規定に基づき、優先資本金の額を金十八億四千八十万円減少することにいたしましたので、この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、消却する優先出資の種類及び口数

優先出資　三万六千八百十六口

一、消却の方法

一口金五万円をもって有償消却する。

一、消却に要する額　金十八億四千八十万円

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.e-kokoku.info/0124/

平成二十三年十二月二十八日

東京都千代田区九段南一丁目四番五号　成和綜合会計事務所内

マルノウチ・スリー特定目的会社

取締役　荒川　真司

事業の一部譲渡に関する公告

当銀行は、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十四年六月二十九日（予定）に、事業の一部を譲渡することを決議いたしました。

左記の譲渡にご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一　譲渡の対象

日本におけるプライベート・バンク事業

二　譲渡の相手方（譲受人）

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

クレディ・スイス銀行東京支店

日本における代表者　市東　久

以上、銀行法第三十五条第一項に基づき公告いたします。

平成二十三年十二月二十八日

東京都中央区日本橋三丁目一一番一号

香港上海銀行（ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド）

日本における代表者

スチュアート・ピー・ミルン

事業の一部譲受けに関する公告

クレディ・スイス銀行東京支店は、平成二十三年十二月十五日の決定に基づき、金融庁長官の認可等を受けることを条件として、平成二十四年六月二十九日（予定）をもって、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの日本における支店のプライベートバンキング事業の一部を譲り受けることといたしましたので、この事業の一部譲受けに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当該事業に係るお客様に対しては、別途ご連絡いたします。

また、事業譲受期日は変更されることがあります。

以上、銀行法第四十七条第二項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十四条第三項の規定により公告いたします。

平成二十三年十二月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　クレディ・スイス銀行東京支店

日本における代表者　郭　宝樹

（ポール・クオ）

同　市東　久

訂正公告

平成二十三年十二月十六日（号外第二七三号）掲載の解散公告中、「代表清算人　三宅　孝彦」とあるは「代表清算人　三宅　正彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十二月二十八日

東京都世田谷区玉川二丁目二一番一号

有限会社ピンキーアンドダイアン

代表清算人　三宅　正彦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十六日付特第五七号二ページ●同日付第二八四号九六ページ●同日付第二八三号一四四ページ

◉号外　十二月二十六日付特第五七号二ページ●同日付第二八四号九六ページ●同日付第二八三号一四四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）

（配送料別）